

平成14年 5月 13日制定  
 平成27年 6月 1日改定  
 平成28年 6月 1日改定  
 平成29年 1月23日改定  
 2019年 10月 1日改定  
 2024年 4月 1日改定  
 (単位：円/非課税)

## ユーイック(横浜市居住評価センター)性能評価手数料

性能分野	評価の内容 (A:延床面積)		手数料
建築材料の品質性能	建築基準法第37条第二号の認定に係る評価		330,000
構造安全性能	<b>建築基準法</b> 第20条第1項第一号(第二号口、三号口、第四号口に掲げる場合を含む)の認定に係る評価 (時刻歴応答解析を用いた建築物)  注) 特定天井を有するものは、510,000円加算となります	A ≤ 500m <sup>2</sup>	510,000
		500m <sup>2</sup> < A ≤ 3,000m <sup>2</sup>	820,000
		3,000m <sup>2</sup> < A ≤ 10,000m <sup>2</sup>	1,230,000
		10,000m <sup>2</sup> < A ≤ 50,000m <sup>2</sup>	1,530,000
		50,000m <sup>2</sup> < A	2,050,000
	<b>建築基準法施行令</b> 第139条第1項第三号又は第四号口の認定に係る評価(煙突及び煙突の支線) 第140条第2項の認定に係る評価(鉄筋コンクリートの柱等) 第141条第2項の認定に係る評価(広告塔又は高架水槽等) 第143条第2項の認定に係る評価(乗用エレベーター又はエスカレーター) 第144条第1項第1号口又はハ(2)の認定に係る評価(遊戯施設)		820,000
耐火性能	<b>建築基準法施行令</b> 第108条の4第1項第二号の認定に係る評価 (主要構造部の耐火性能)	A ≤ 500m <sup>2</sup>	310,000
		500m <sup>2</sup> < A ≤ 3,000m <sup>2</sup>	460,000
		3,000m <sup>2</sup> < A ≤ 10,000m <sup>2</sup>	610,000
		10,000m <sup>2</sup> < A ≤ 50,000m <sup>2</sup>	820,000
		50,000m <sup>2</sup> < A	1,020,000
	<b>建築基準法施行令</b> 第108条の4第4項の認定に係る評価 (防火区画の性能)	A ≤ 500m <sup>2</sup>	260,000
		500m <sup>2</sup> < A ≤ 3,000m <sup>2</sup>	410,000
		3,000m <sup>2</sup> < A ≤ 10,000m <sup>2</sup>	560,000
		10,000m <sup>2</sup> < A ≤ 50,000m <sup>2</sup>	720,000
		50,000m <sup>2</sup> < A	870,000
避難・安全性能	<b>建築基準法施行令</b> 第129条第1項の認定に係る評価 (階避難安全性能)	A ≤ 500m <sup>2</sup>	360,000
		500m <sup>2</sup> < A ≤ 3,000m <sup>2</sup>	510,000
		3,000m <sup>2</sup> < A ≤ 10,000m <sup>2</sup>	720,000
		10,000m <sup>2</sup> < A ≤ 50,000m <sup>2</sup>	920,000
		50,000m <sup>2</sup> < A	1,130,000
	<b>建築基準法施行令</b> 第129条の2第1項の認定に係る評価 (全館避難安全性能)	A ≤ 500m <sup>2</sup>	360,000
		500m <sup>2</sup> < A ≤ 3,000m <sup>2</sup>	510,000
		3,000m <sup>2</sup> < A ≤ 10,000m <sup>2</sup>	720,000
		10,000m <sup>2</sup> < A ≤ 50,000m <sup>2</sup>	920,000
		50,000m <sup>2</sup> < A	1,130,000

(注)

- 入金された手数料は、審査の途中で取り下げられても返金いたしません。また、委員会にて審査中に、構造上重要な計画変更を行った場合においても、ユーイックで取下げ扱いとさせていただきますのでご注意ください。
- 審査終了後に構造上重要な計画変更を行った場合、本評価結果が無効となる場合がありますのでご注意ください。
- 既に性能評価を受けた構造方法等の「軽微な変更」に係る評価の場合、性能分野区分に応じそれぞれの手数料の額の十分の一から十分の四の額の手数料と致します。
- 既に性能評価を受けた構造方法等の「計画の変更」に係る評価の場合は別途協議の上、手数料を決定するものと致します。